

令和5年度 出雲教育事務所 学校訪問指導 概要一覧

種類	内容（◆は必須の内容です。）	対象	時期	訪問回数等	希望調査書	
(1) 教育課程運営	① 派遣指導主事による学校訪問指導 ◆学校運営、教育課程の管理に関すること ◆学習指導、生徒指導、特別支援教育に関すること	全ての学校			各市町教育委員会の計画に基づき、派遣指導主事が中心となって連絡、調整等を行い実施する。	
(2) 授業力等育成	② 授業力育成に係る学校訪問指導 授業参観及び協議を伴う学校訪問指導 ◆全学級授業参観(指導案不要) ◆管理職及び研究主任(学力育成担当)との協議	③～⑦の学校訪問指導において、授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導を、一度も実施しない学校	5月～7月	1回	様式1	
	③ 研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導 ◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、研究推進に係る相談も可 研究推進支援 ◆校内研修(教科部会等も可)における助言・指導 ◆市教研等における助言・指導	希望する学校 希望する学校、団体	4月～3月		学校と教育事務所が相談して決定する。 団体は電話による相談を踏まえて様式8を提出する。	様式1
	④ 初任者研修に係る学校訪問指導 状況把握に係る学校訪問指導 ◆管理職及び指導教員との面談 ◆初任者との面談 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導 ◆授業公開 ◆研究協議(全教員参加とする。) ◆管理職及び指導教員との面談 ◆帳簿点検 ◆初任者との面談 授業づくり支援 ◆授業構想、指導案作成に係る相談 ・日々の授業づくりに係る相談も可 ・継続的な支援も可	初任者研修対象者の配置がある全ての学校	5月～7月	1回	様式2	
		初任者研修対象者の配置がある全ての学校	9月～2月	1回	様式2	
		初任者研修対象者の配置がある学校で希望する学校	5月～2月 ※8～11月は来所による相談	学校と教育事務所が相談して決定する。	電話(0853)30-5682	
	⑤ フォローアップ研修に係る学校訪問指導 ⑥ 教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導 ⑦ 講師を対象とした学校訪問指導	授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導 ◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所が相談して決定する。	様式3
⑧ 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導 【養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)】 ◆実務等に係る相談 ・授業公開及び研究協議も可(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可 【学校事務職員】 ◆実務等に係る相談	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所、保健体育課(健康づくり推進室)、教育センターが連携・相談して決定する。	様式3		
(3) 生徒指導	⑨ 生徒指導に係る学校訪問指導 全ての中学校を対象とした学校訪問指導 ◆全学級授業参観(指導案不要) ◆管理職及び生徒指導主事等との協議 希望する小学校を対象とした学校訪問指導 ◆授業参観(指導案不要) ◆管理職及び生徒指導主任等との協議	全ての中学校	5月～10月	1回	様式4	
		希望する小学校	5月～2月	学校と教育事務所が相談して決定する。	電話(0853)30-5725	
(4) 特別支援教育	⑩ 特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導 新任担当教員との面談 ◆授業参観(指導案不要) ◆新任担当教員との面談 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導 ◆授業公開(自立活動)(略案可、自立活動シート提出) ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可	新任担当教員の配置がある全ての学校	4月～7月	1回		
		新任担当教員の配置がある全ての学校	7月～2月	1回		
	⑪ 特別支援教育の専門性向上に係る学校訪問指導 授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導 ◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可 ・特別支援教育担当区分採用教員の授業づくり支援など	希望する学校 ・通常の学級 ・特別支援学級 ・通級による指導	7月～3月	学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5	
	⑫ 特別支援教育の充実に向けた研修支援 新設 特別支援教育に係る研修 ◆校内研修(部会等も可)における助言・指導 ◆市教研等における助言・指導 特別支援学級の教育課程編成に係る研修・相談 ◆校内研修(部会等も可)・相談 ◆市教研等における助言・指導	希望する学校、団体	7月～8月 1月～3月	学校、団体と教育事務所、市町教育委員会が相談して決定する。 団体は電話による相談を踏まえて様式8を提出する。		
		1「ここにサポート事業(小学校通常の学級)」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導 ◆非常勤講師の授業参観 ◆管理職及び特別支援教育コーディネーターとの面談 ・非常勤講師との面談も可 2「ここにサポート事業(特別支援学級)」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導 ◆非常勤講師の授業参観 ◆管理職及び配置学級担任との面談 ・非常勤講師との面談も可	非常勤講師の配置がある全ての学校	5月～10月	1回 ⑬-1及び⑬-2のどちらも対象となる小学校は、同日に実施する。	教育事務所から別途要項と訪問日案を提示する。
⑭ 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援 【相談例】 ・児童生徒支援 ・日々の授業づくり ・進路指導 ・教育課程の編成 ・校内支援体制整備 ・関係機関との連携	希望する学校	4月～3月	学校と教育事務所が相談して決定する。	電話(0853)30-5519		
(5) 幼小連携・接続 新設	⑮ 幼小連携・接続に係る学校等への訪問指導 校内研修に係る訪問指導 ◆幼小連携・接続に係る講義及び演習 ・校区内の幼児教育施設等からの参加も可 幼小交流活動に係る訪問指導 ◆授業公開 ◆研究協議 ・授業構想、指導案作成に係る相談も可 ・校区内の幼児教育施設等からの参加も可	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所、幼児教育センター、市町教育委員会等が相談して決定する。	様式6	
		希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所、幼児教育センター、市町教育委員会等が相談して決定する。		
(6) 相談型支援	⑯ 相談型学校訪問支援 【相談例】 ・児童生徒支援に係る相談 ・配慮を要する児童生徒の実態を踏まえた授業づくり支援に係る相談 ・複数教科の授業づくりに係る相談 ・地域に関わる学習、キャリア教育等の授業づくりに係る相談 ・教職員の人材育成に係る相談	希望する学校	4月～3月	学校と教育事務所、教育センター、市町教育委員会等が連携・相談して決定する。	電話(0853)30-5682	